

倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、市内の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会により「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設（以下「フリースクール」という。）又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者（以下「保護者等」という。）の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と同表の第5欄のいずれか低い額を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費の支払い状況が確認できる書類（購入した通学定期券又はその写し、施設が発行した通所経費および実習経費の領収書の写し等）

(交付決定)

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付請求書（様式第2号）により、補助金を請求するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金実績報告書（様式第3号）を速やかに市長に提出し

なければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
義務教育段階にある児童生徒のフリースクール又は教育支援センターへの通所	フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等であつて、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 児童生徒及び親権者が倉吉市に住所を有すること。 (2) その他対象経費の補助を別に受けていないこと。	義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者等が負担する次に掲げる経費 (1) 通所費 (2) 通所に係る交通費・実習費等	10/10	【通所費 (毎月支払う定額分)】 児童生徒1人あたり月額20,000円 【交通費・実習費等】 小学生は1人あたり月額3,000円 中学生は1人あたり月額6,000円